

議案第 45 号

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

特別職報酬等審議会条例（昭和 47 年南風原村条例第 48 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の規定により、教育委員長と教育長を一本化した特別職となる新たな教育長を置く必要があるために提案する。

## 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

特別職報酬等審議会条例（昭和47年南風原村条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、<u>副町長及び教育長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長<u>及び副町長</u>の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

